さいたま市告示第１７３６号

さいたま市の発注する「（仮称）三崎広場園路整備外工事」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和２年１２月７日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　入札参加資格

(1)　入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア　本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ　参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ　本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成１３年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ　開札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ　工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に３箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ　参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ　本公告日において、健康保険法（大正１１年法律第７０号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク　本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ　本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を２回以上受けていない者であること。

コ　本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第２７条の２３に規定する経営事項審査を受けていること。

サ　アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2)　入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア　自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ　その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ　その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ　事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ　代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ　２者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ３０％以上であること。

キ　３者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ２０％以上であること。

ク　構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

２　入札参加資格の確認

(1)　開札後、工事ごとに別に定める予定価格の１１０分の１００の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成１９年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第４条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の１１０分の１００の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2)　(1)において、落札候補者となるべき者が２人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3)　落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後３時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア　一般競争入札参加資格等確認資料

イ　工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ　工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあっては、参加申請日以前に恒常的に３箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ　工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ　本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ　社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ　資本関係又は人的関係確認書

ク　入札参加停止措置に関する誓約書

ケ　アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4)　落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア　共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成１３年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第１号）

イ　共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第２号。共同企業体協定書第８条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第３号）を含む。）

ウ　委任状（共同企業体取扱要綱様式第４号）

３　落札者の決定

(1)　落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して３日以内（休日を除く。）に、２(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2)　(1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が２人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3)　市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4)　開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

４　調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1)　調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成１３年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第３条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の１１０分の１００の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。

(2)　失格基準（低入札価格取扱要綱第５条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3)　低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後３時までに２(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア　低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第１号）

イ　当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第２号）

ウ　直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第３号）

エ　共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第４号）

オ　下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第５号）

カ　配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第６号）

キ　手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第７号）

ク　手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第８号）

ケ　契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第９号）

コ　手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第１０号）

サ　資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第１１号）

シ　手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第１２号）

ス　機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第１３号）

セ　過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第１４号）

ソ　誓約書（低入札価格取扱要綱様式第１５号）

タ　社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第１６号）

(4)　失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後３時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後３時までとする。

(5)　落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して２１日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がし

た入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

５　設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1)　設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2)　設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3)　設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4)　設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5)　やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

６　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条第１項の規定による。

(2)　契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第２９条の規定による。

７　契約金の支払方法

(1)　前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2)　前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の１０分の４以内（継続費等の２年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の１０分の４以内）とする。この場合において１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3)　部分払をする場合には、３箇月ごとに出来形部分の１０分の９に相当する額を限度として行うこととする。

(4)　契約金額が５００万円以上で、かつ、工期が２月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の２年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5)　中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の１０分の２以内（継続費等の２年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の１０分の２以内）とする。この場合において１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

８　入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成１８年さいたま市制定）第１６条第１項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

９　その他

(1)　本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

(2)　本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。

(3)　入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。

(4)　開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

(5)　入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成１８年さいたま市制定）様式第３号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第４号）を提出すること。

(6)　再度入札は１回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

(7)　本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。

(8)　落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。

(9)　本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成１９年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成２４年さいたま市制定）の定めるところによる。

<table>
<tr><td colspan="2">契約整理番号</td><td colspan="8">０２－３１６４－１</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td colspan="8">一般競争入札（電子）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加形態</td><td colspan="8">単体企業</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td colspan="8">（仮称）三崎広場園路整備外工事</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="8">さいたま市浦和区大字三崎地内</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期間</td><td colspan="8">契約確定の日から令和３年３月１９日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td colspan="8">休養施設工一式　便益施設工一式　園路広場工一式　給水設備工一式　排水設備工一式　電気設備工一式　交通管理工一式</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td colspan="8">１８，４８０，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td colspan="8">設定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加申請受付期間</td><td colspan="8">令和２年１２月２３日（水）午前９時から
令和２年１２月２５日（金）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書提出期間</td><td colspan="8">令和３年１月５日（火）午前９時から
令和３年１月６日（水）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札の場所及び日時</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室
令和３年１月７日（木）午後２時１０分</td></tr>
<tr><td rowspan="5">参加資格</td><td rowspan="2">名簿登載業種等</td><td colspan="8">土木工事業　Ｂ級</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地区分</td><td colspan="8">さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>施工実績等</td><td colspan="8">本市発注の土木工事について、本公告日以前３箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</td></tr>
<tr><td>２に掲げるもの以外に提出を要する書類</td><td colspan="8">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法及び開始期日</td><td colspan="8">電子配布
令和２年１２月７日（月）から</td></tr>
<tr><td>質問受付期間</td><td colspan="8">令和２年１２月　７日（月）午前９時から
令和２年１２月２２日（火）午後５時まで</td></tr>
<tr><td>質問回答期日</td><td colspan="8">令和２年１２月２５日（金）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証金及び支払方法</td><td>入札保証金</td><td>免除</td><td>契約保証金</td><td>要</td><td>前金払</td><td>有</td><td>部分払</td><td>無</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="8">・本工事は、「さいたま市週休２日ステップアップ試行工事（Ｒ２）」の対象案件である。
・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事担当課</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市都市局都市計画部見沼田圃政策推進室
電話　０４８－８２９－１４１３</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約担当課</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１８０</td></tr>
</table>

さいたま市告示第１７６６号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事（Ｒ２市道４１６６７号線）」ほか４件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和２年１２月１４日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　入札参加資格

(1)　入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア　本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ　参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ　本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成１３年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ　開札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ　工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に３箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ　参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ　本公告日において、健康保険法（大正１１年法律第７０号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク　本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ　本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を２回以上受けていない者であること。

コ　本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第２７条の２３に規定する経営事項審査を受けていること。

サ　アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2)　入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア　自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ　その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ　その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ　事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ　代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ　２者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ３０％以上であること。

キ　３者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ２０％以上であること。

ク　構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

２　入札参加資格の確認

(1)　開札後、工事ごとに別に定める予定価格の１１０分の１００の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成１９年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第４条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の１１０分の１００の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2)　(1)において、落札候補者となるべき者が２人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3)　落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後３時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア　一般競争入札参加資格等確認資料

イ　工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ　工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあっては、参加申請日以前に恒常的に３箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ　工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ　本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ　社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ　資本関係又は人的関係確認書

ク　入札参加停止措置に関する誓約書

ケ　アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4)　落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア　共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成１３年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第１号）

イ　共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第２号。共同企業体協定書第８条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第３号）を含む。）

ウ　委任状（共同企業体取扱要綱様式第４号）

３　落札者の決定

(1)　落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して３日以内（休日を除く。）に、２(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2)　(1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が２人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3)　市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4)　開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

４　調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1)　調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成１３年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第３条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の１１０分の１００の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。

(2)　失格基準（低入札価格取扱要綱第５条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3)　低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後３時までに２(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア　低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第１号）

イ　当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第２号）

ウ　直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第３号）

エ　共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第４号）

オ　下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第５号）

カ　配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第６号）

キ　手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第７号）

ク　手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第８号）

ケ　契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第９号）

コ　手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第１０号）

サ　資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第１１号）

シ　手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第１２号）

ス　機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第１３号）

セ　過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第１４号）

ソ　誓約書（低入札価格取扱要綱様式第１５号）

タ　社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第１６号）

(4)　失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後３時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後３時までとする。

(5)　落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して２１日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がし

た入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

５　設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1)　設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2)　設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3)　設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4)　設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5)　やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

６　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条第１項の規定による。

(2)　契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第２９条の規定による。

７　契約金の支払方法

(1)　前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2)　前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の１０分の４以内（継続費等の２年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の１０分の４以内）とする。この場合において１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3)　部分払をする場合には、３箇月ごとに出来形部分の１０分の９に相当する額を限度として行うこととする。

(4)　契約金額が５００万円以上で、かつ、工期が２月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の２年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5)　中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の１０分の２以内（継続費等の２年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の１０分の２以内）とする。この場合において１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

８　入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成１８年さいたま市制定）第１６条第１項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

９　その他

(1)　本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

(2)　本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。

(3)　入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。

(4)　開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

(5)　入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成１８年さいたま市制定）様式第３号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第４号）を提出すること。

(6)　再度入札は１回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

(7)　本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。

(8)　落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。

(9)　本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成１９年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成２４年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号		０２－４３６５－１２４
入札方法		一般競争入札（電子）
参加形態		単体企業
工事名		スマイルロード整備工事（Ｒ２市道４１６６７号線）
工事場所		さいたま市西区大字昭和地内
履行期間		契約確定の日から令和３年３月１２日まで
概要		延長 635.0m　幅員 3.0m　道路土工　掘削 360 ㎥　舗装工　表層（再生密粒度 As-13、t＝5cm）1780 ㎡　上層路盤（RM-40、t＝15cm）1780 ㎡　仮設工一式
予定価格（税込）		事後公表
最低制限価格		設定する
参加申請受付期間		令和２年１２月２３日（水）午前９時から 令和２年１２月２５日（金）午後５時まで
入札書提出期間		令和３年１月６日（水）午前９時から 令和３年１月７日（木）午後５時まで
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室 令和３年１月８日（金）午後１時３０分
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業　Ｃ級
		本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1)　本公告日において、平成２２年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が５００万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2)　本市発注の舗装工事について、本公告日以前３箇月において、通知し工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	２に掲げるもの以外に提出を要する書類	－
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和２年１２月１４日（月）から
	質問受付期間	令和２年１２月１４日（月）午前９時から 令和２年１２月２２日（火）午後５時まで
	質問回答期日	令和２年１２月２５日（金）
保証金及び支払方法		入札保証金　免除　契約保証金　要　前金払　有　部分払　無
その他		本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町１丁目１２４番地１ さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話　０４８－６４６－３２２３
契約担当課		さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話　０４８－８２９－１１８０

<table>
<tr><td colspan="2">契約整理番号</td><td>０２－５２０７－１２３</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td>一般競争入札（電子）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加形態</td><td>単体企業</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td>さいたま市立尾間木小学校校舎（１棟）長寿命化・（２－１、－２・３３・３４・３５棟）中規模修繕（電気設備）工事</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td>さいたま市緑区東浦和８丁目１１番地５</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期間</td><td>契約確定の日から令和５年３月２４日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td>電灯設備工事一式　動力設備工事一式　受変電設備工事一式　構内情報通信網設備工事一式　拡声設備工事一式　テレビ共同受信設備工事一式　自動火災報知設備工事一式　昇降機設備工事一式　防火扉制御設備工事一式　構内配線電路工事一式　外</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td>事後公表</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td>設定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加申請受付期間</td><td>令和３年１月６日（水）午前９時から
令和３年１月８日（金）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書提出期間</td><td>令和３年１月１２日（火）午前９時から
令和３年１月１３日（水）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札の場所及び日時</td><td>さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室
令和３年１月１４日（木）午後１時３０分</td></tr>
<tr><td rowspan="5">参加資格</td><td rowspan="2">名簿登載業種等</td><td>電気工事業　Ａ級</td></tr>
<tr><td>本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地区分</td><td>さいたま市内に、本店を有していること。</td></tr>
<tr><td>本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>施工実績等</td><td>本市発注の電気工事について、本公告日以前３箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</td></tr>
<tr><td>２に掲げるもの以外に提出を要する書類</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法及び開始期日</td><td>電子配布
令和２年１２月１４日（月）から</td></tr>
<tr><td>質問受付期間</td><td>令和２年１２月１４日（月）午前９時から
令和３年　１月　５日（火）午後５時まで</td></tr>
<tr><td>質問回答期日</td><td>令和３年１月８日（金）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証金及び支払方法</td><td>入札保証金　免除　契約保証金　要　前金払　有　部分払　有</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>「さいたま市立尾間木小学校校舎（１棟）長寿命化・（２－１、－２・３３・３４・３５棟）中規模修繕（建築）工事」の仮契約が議会で否決されたときは、本件入札に関する開札を中止する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事担当課</td><td>さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市建設局建築部設備課
電話　０４８－８２９－１８３９</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約担当課</td><td>さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１８０</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">契約整理番号</td><td colspan="6">０２－５２０７－１２４</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td colspan="6">一般競争入札（電子）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加形態</td><td colspan="6">２者による特定共同企業体</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td colspan="6">さいたま市立尾間木小学校校舎（１棟）長寿命化・（２－１、－２・３３・３４・３５棟）中規模修繕（機械設備）工事</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="6">さいたま市緑区東浦和８丁目１１番地５</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期間</td><td colspan="6">契約確定の日から令和５年３月２４日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td colspan="6">空気調和設備工事一式　換気設備工事一式　衛生器具設備工事一式　給水設備工事一式　排水設備工事一式　給湯設備工事一式　消火設備工事一式　厨房設備工事一式　ガス設備工事一式　既存設備撤去工事一式　外</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td colspan="6">事後公表</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td colspan="6">設定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加申請受付期間</td><td colspan="6">令和３年１月６日（水）午前９時から
令和３年１月８日（金）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書提出期間</td><td colspan="6">令和３年１月１２日（火）午前９時から
令和３年１月１３日（水）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札の場所及び日時</td><td colspan="6">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室
令和３年１月１４日（木）午後１時４０分</td></tr>
<tr><td rowspan="8">参加資格</td><td rowspan="3">名簿登載業種等</td><td>代表構成員</td><td colspan="5">管工事業　Ａ級かつ資格審査数値（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に発注者別評価点を加算したもの）９００点以上</td></tr>
<tr><td>その他の構成員</td><td colspan="5">管工事業　Ａ級</td></tr>
<tr><td colspan="6">特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">所在地区分</td><td>代表構成員</td><td colspan="5">さいたま市内に、本店を有していること。</td></tr>
<tr><td>その他の構成員</td><td colspan="5">さいたま市内に、本店を有していること。</td></tr>
<tr><td colspan="6">特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施工実績等</td><td colspan="6">代表構成員及びその他の構成員</td></tr>
<tr><td colspan="6">本市発注の管工事について、本公告日以前３箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</td></tr>
<tr><td>２に掲げるもの以外に提出を要する書類</td><td colspan="6">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法及び開始期日</td><td colspan="6">電子配布
令和２年１２月１４日（月）から</td></tr>
<tr><td>質問受付期間</td><td colspan="6">令和２年１２月１４日（月）午前９時から
令和３年　１月　５日（火）午後５時まで</td></tr>
<tr><td>質問回答期日</td><td colspan="6">令和３年１月８日（金）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証金及び支払方法</td><td>入札保証金</td><td>免除</td><td>契約保証金</td><td>要</td><td>前金払</td><td>有</td><td>部分払</td><td>有</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="6">「さいたま市立尾間木小学校校舎（１棟）長寿命化・（２－１、－２・３３・３４・３５棟）中規模修繕（建築）工事」の仮契約が議会で否決されたときは、本件入札に関する開札を中止する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事担当課</td><td colspan="6">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市建設局建築部設備課
電話　０４８－８２９－１８３９</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約担当課</td><td colspan="6">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１８０</td></tr>
</table>

契約整理番号		０２－３２９２－１１
入札方法		一般競争入札（電子）
参加形態		単体企業
工事名		江川土地区画整理事業　調整池排水機場掘削外工事（Ｒ２）
工事場所		さいたま市岩槻区宮町１丁目地内外
履行期間		契約確定の日から令和３年３月２９日まで
概要		土工　掘削工 1150 ㎥　盛土工 790 ㎥　埋戻工 1100 ㎥　護岸工　鋼矢板設置工 67 枚　鋼矢板撤去工 69 枚　地盤改良工　高圧噴射撹拌工２本　付帯工一式
予定価格（税込）		７０，２１３，０００円
最低制限価格		設定する
参加申請受付期間		令和３年１月６日（水）午前９時から 令和３年１月８日（金）午後５時まで
入札書提出期間		令和３年１月１２日（火）午前９時から 令和３年１月１３日（水）午後５時まで
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室 令和３年１月１４日（木）午後１時５０分
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業　Ａ級
		本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、南区又は緑区に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前３箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	２に掲げるもの以外に提出を要する書類	－
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和２年１２月１４日（月）から
	質問受付期間	令和２年１２月１４日（月）午前９時から 令和３年　１月　５日（火）午後５時まで
	質問回答期日	令和３年１月８日（金）
保証金及び支払方法		入札保証金　免除　契約保証金　要　前金払　有　部分払　無
その他		－
工事担当課		さいたま市岩槻区本町３丁目２番５号 さいたま市都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所 電話　０４８－７９０－０２３６
契約担当課		さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話　０４８－８２９－１１８０

契約整理番号		０２－４４８７－３３
入札方法		一般競争入札（電子）
参加形態		単体企業
工事名		谷田排水区下水道工事（南建－Ｒ２－２０１０）
工事場所		さいたま市浦和区領家４丁目地内
履行期間		契約確定の日から令和３年５月３１日まで
概要		延長 126.1m　管きょ工　開削　（管径 600mm、硬質塩ビ管）115.6m　（管径 1100mm、強化プラスチック複合管）10.5m　マンホール工　組立１号マンホール 2 箇所　組立箱型マンホール１箇所　取付管およびます工一式　付帯工一式
予定価格（税込）		５３，９１１，０００円
最低制限価格		設定する
参加申請受付期間		令和３年１月６日（水）午前９時から 令和３年１月８日（金）午後５時まで
入札書提出期間		令和３年１月１２日（火）午前９時から 令和３年１月１３日（水）午後５時まで
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室 令和３年１月１４日（木）午後２時００分
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業　Ａ級
		本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、北区又は岩槻区に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前３箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	２に掲げるもの以外に提出を要する書類	－
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和２年１２月１４日（月）から
	質問受付期間	令和２年１２月１４日（月）午前９時から 令和３年　１月　５日（火）午後５時まで
	質問回答期日	令和３年１月８日（金）
保証金及び支払方法		入札保証金：免除　契約保証金：要　前金払：有　部分払：有
その他		本工事は、「さいたま市週休２日ステップアップ試行工事（Ｒ２）」の対象案件である。
工事担当課		さいたま市中央区下落合５丁目７番１０号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話　０４８－８４０－６２６２
契約担当課		さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話　０４８－８２９－１１８０

さいたま市告示第１７８７号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事（Ｒ２市道４１５４３号線）」ほか１１件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和２年１２月２１日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　入札参加資格

(1)　入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア　本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ　参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ　本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成１３年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ　開札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ　工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に３箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ　参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ　本公告日において、健康保険法（大正１１年法律第７０号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク　本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ　本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を２回以上受けていない者であること。

コ　本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第２７条の２３に規定する経営事項審査を受けていること。

サ　アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2)　入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア　自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ　その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ　その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ　事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ　代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ　２者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ３０％以上であること。

キ　３者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ２０％以上であること。

ク　構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

２　入札参加資格の確認

(1)　開札後、工事ごとに別に定める予定価格の１１０分の１００の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成１９年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第４条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の１１０分の１００の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2)　(1)において、落札候補者となるべき者が２人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3)　落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後３時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア　一般競争入札参加資格等確認資料

イ　工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ　工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあっては、参加申請日以前に恒常的に３箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ　工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ　本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ　社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ　資本関係又は人的関係確認書

ク　入札参加停止措置に関する誓約書

ケ　アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4)　落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア　共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成１３年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第１号）

イ　共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第２号。共同企業体協定書第８条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第３号）を含む。）

ウ　委任状（共同企業体取扱要綱様式第４号）

３　落札者の決定

(1)　落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して３日以内（休日を除く。）に、２(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2)　(1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が２人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3)　市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4)　開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

４　調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1)　調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成１３年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第３条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の１１０分の１００の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。

(2)　失格基準（低入札価格取扱要綱第５条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3)　低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後３時までに２(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア　低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第１号）

イ　当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第２号）

ウ　直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第３号）

エ　共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第４号）

オ　下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第５号）

カ　配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第６号）

キ　手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第７号）

ク　手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第８号）

ケ　契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第９号）

コ　手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第１０号）

サ　資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第１１号）

シ　手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第１２号）

ス　機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第１３号）

セ　過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第１４号）

ソ　誓約書（低入札価格取扱要綱様式第１５号）

タ　社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第１６号）

(4)　失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後３時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後３時までとする。

(5)　落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して２１日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がし

た入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

５　設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1)　設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2)　設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3)　設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4)　設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5)　やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

６　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条第１項の規定による。

(2)　契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第２９条の規定による。

７　契約金の支払方法

(1)　前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2)　前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の１０分の４以内（継続費等の２年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の１０分の４以内）とする。この場合において１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3)　部分払をする場合には、３箇月ごとに出来形部分の１０分の９に相当する額を限度として行うこととする。

(4)　契約金額が５００万円以上で、かつ、工期が２月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の２年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5)　中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の１０分の２以内（継続費等の２年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の１０分の２以内）とする。この場合において１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

８　入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成１８年さいたま市制定）第１６条第１項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

９　その他

(1)　本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

(2)　本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。

(3)　入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。

(4)　開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

(5)　入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成１８年さいたま市制定）様式第３号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第４号）を提出すること。

(6)　再度入札は１回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

(7)　本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。

(8)　落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。

(9)　本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成１９年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成２４年さいたま市制定）の定めるところによる。

<table>
<tr><td colspan="2">契約整理番号</td><td colspan="8">０２－４３６５－１２８</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td colspan="8">一般競争入札（電子）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加形態</td><td colspan="8">単体企業</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td colspan="8">スマイルロード整備工事（Ｒ２市道４１５４３号線）</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="8">さいたま市西区大字飯田新田地内</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期間</td><td colspan="8">契約確定の日から令和３年３月３１日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td colspan="8">延長 129.7m　幅員 4.0m　排水構造物工　長尺 U 形側溝（300 型）261m　横断暗渠（300×240）2m　角形集水桝（□500×深 550）5 箇所　舗装工　下層路盤（RC-40、t＝19cm）81 ㎡　上層路盤（RM-40、t＝15cm）81 ㎡　不陸整正（RM-40、平均 t＝4cm）390 ㎡　表層（再生密粒度 As、t＝5cm）390 ㎡　付帯工一式</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td colspan="8">事後公表</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td colspan="8">設定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加申請受付期間</td><td colspan="8">令和３年１月６日（水）午前９時から
令和３年１月８日（金）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書提出期間</td><td colspan="8">令和３年１月１２日（火）午前９時から
令和３年１月１３日（水）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札の場所及び日時</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室
令和３年１月１４日（木）午前１０時３０分</td></tr>
<tr><td rowspan="6">参加資格</td><td rowspan="2">名簿登載業種等</td><td colspan="8">土木工事業　Ｂ級又はＣ級。ただし、Ｃ級については、当該業種で平成３０年度又は令和元年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は平成３０年１月１日から令和元年１２月３１日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の１件以上の平均点が７５点以上であること（該当者については、当案件の入札情報公開システムに掲載する「令和２年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者について」を参照すること。）。</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地区分</td><td colspan="8">さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>施工実績等</td><td colspan="8">本市発注の土木工事について、本公告日以前３箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</td></tr>
<tr><td>２に掲げるもの以外に提出を要する書類</td><td colspan="8">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法及び開始期日</td><td colspan="8">電子配布
令和２年１２月２１日（月）から</td></tr>
<tr><td>質問受付期間</td><td colspan="8">令和２年１２月２１日（月）午前９時から
令和３年　１月　５日（火）午後５時まで</td></tr>
<tr><td>質問回答期日</td><td colspan="8">令和３年１月８日（金）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証金及び支払方法</td><td>入札保証金</td><td>免除</td><td>契約保証金</td><td>要</td><td>前金払</td><td>有</td><td>部分払</td><td>無</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="8">・本工事は、「さいたま市週休２日ステップアップ試行工事（Ｒ２）」の対象案件である。
・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事担当課</td><td colspan="8">さいたま市大宮区吉敷町１丁目１２４番地１
さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課
電話　０４８－６４６－３２２３</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約担当課</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１８０</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">契約整理番号</td><td colspan="8">０２－４３６５－１２９</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td colspan="8">一般競争入札（電子）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加形態</td><td colspan="8">単体企業</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td colspan="8">スマイルロード整備工事（Ｒ２市道２０１２０号線）</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="8">さいたま市大宮区東町２丁目地内</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期間</td><td colspan="8">契約確定の日から令和３年３月３１日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td colspan="8">概算数量発注方式による発注　延長 260.5m　幅員 5.2m～6.2m　舗装工　舗装版破砕工 1490 ㎡　表層工（透水性 As（樹脂・消石灰入り）、t＝5cm）1490 ㎡　付帯工一式</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td colspan="8">事後公表</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td colspan="8">設定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加申請受付期間</td><td colspan="8">令和３年１月６日（水）午前９時から
令和３年１月８日（金）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書提出期間</td><td colspan="8">令和３年１月１２日（火）午前９時から
令和３年１月１３日（水）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札の場所及び日時</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室
令和３年１月１４日（木）午前１０時４０分</td></tr>
<tr><td rowspan="5">参加資格</td><td rowspan="2">名簿登載業種等</td><td colspan="8">舗装工事業　Ｃ級</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地区分</td><td colspan="8">さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>施工実績等</td><td colspan="8">本市発注の舗装工事について、本公告日以前３箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</td></tr>
<tr><td>２に掲げるもの以外に提出を要する書類</td><td colspan="8">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法及び開始期日</td><td colspan="8">電子配布
令和２年１２月２１日（月）から</td></tr>
<tr><td>質問受付期間</td><td colspan="8">令和２年１２月２１日（月）午前９時から
令和３年　１月　５日（火）午後５時まで</td></tr>
<tr><td>質問回答期日</td><td colspan="8">令和３年１月８日（金）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証金及び支払方法</td><td>入札保証金</td><td>免除</td><td>契約保証金</td><td>要</td><td>前金払</td><td>有</td><td>部分払</td><td>無</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="8">本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事担当課</td><td colspan="8">さいたま市大宮区吉敷町１丁目１２４番地１
さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課
電話　０４８－６４６－３２２３</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約担当課</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１８０</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">契約整理番号</td><td colspan="8">０２－４４６５－４１</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td colspan="8">一般競争入札（電子）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加形態</td><td colspan="8">単体企業</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td colspan="8">道路修繕工事（Ｒ２市道Ｋ－４３５号線）</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="8">さいたま市南区大字太田窪地内外</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期間</td><td colspan="8">契約確定の日から令和３年３月３１日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td colspan="8">概算数量発注方式による発注　延長 366.0m　幅員 6.5～7.5m　舗装工　路面切削（切削深さ t＝5cm）110 ㎡　切削オーバーレイ（切削深さ t＝12cm）2380 ㎡　中間層（改質Ⅱ型粗粒度 As-20、t＝7cm）2380 ㎡　表層　（再生密粒度 As-13、t＝5cm）90 ㎡　（改質Ⅱ型密粒度 As-20、t＝5cm）2410 ㎡　区画線工一式　付帯工一式　交通管理工一式</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td colspan="8">事後公表</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td colspan="8">設定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加申請受付期間</td><td colspan="8">令和３年１月６日（水）午前９時から
令和３年１月８日（金）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書提出期間</td><td colspan="8">令和３年１月１２日（火）午前９時から
令和３年１月１３日（水）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札の場所及び日時</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室
令和３年１月１４日（木）午後３時１０分</td></tr>
<tr><td rowspan="5">参加資格</td><td rowspan="2">名簿登載業種等</td><td colspan="8">舗装工事業　Ａ級又はＢ級。ただし、Ｂ級については、当該業種で平成３０年度又は令和元年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は平成３０年１月１日から令和元年１２月３１日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の１件以上の平均点が７６点以上であること（該当者については、本工事の入札情報公開システムに掲載する「令和２年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者について」を参照すること。）。</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地区分</td><td colspan="8">さいたま市内に、本店を有していること。</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>施工実績等</td><td colspan="8">本市発注の舗装工事について、本公告日以前３箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</td></tr>
<tr><td>２に掲げるもの以外に提出を要する書類</td><td colspan="8">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法及び開始期日</td><td colspan="8">電子配布
令和２年１２月２１日（月）から</td></tr>
<tr><td>質問受付期間</td><td colspan="8">令和２年１２月２１日（月）午前９時から
令和３年　１月　５日（火）午後５時まで</td></tr>
<tr><td>質問回答期日</td><td colspan="8">令和３年１月８日（金）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証金及び支払方法</td><td>入札保証金</td><td>免除</td><td>契約保証金</td><td>要</td><td>前金払</td><td>有</td><td>部分払</td><td>無</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="8">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事担当課</td><td colspan="8">さいたま市中央区下落合５丁目７番１０号
さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課
電話　０４８－８４０－６２２４</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約担当課</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１８０</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">契約整理番号</td><td>０２－４４５６－５９</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td>一般競争入札（電子）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加形態</td><td>単体企業</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td>在家橋補修工事</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td>さいたま市桜区大字在家地内外</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期間</td><td>契約確定の日から令和３年３月２６日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td>ひび割れ補修工一式　断面修復工　（ポリマーセメントモルタル補修）一式　（エポキシ樹脂モルタル補修）一式　表面被覆工一式　伸縮装置設置工（A1、P1、A2）一式　橋面防水工一式　舗装工一式　仮設工一式</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td>３７，１４７，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td>設定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加申請受付期間</td><td>令和３年１月６日（水）午前９時から
令和３年１月８日（金）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書提出期間</td><td>令和３年１月１２日（火）午前９時から
令和３年１月１３日（水）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札の場所及び日時</td><td>さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室
令和３年１月１４日（木）午後３時２０分</td></tr>
<tr><td rowspan="5">参加資格</td><td rowspan="2">名簿登載業種等</td><td>土木工事業　Ａ級</td></tr>
<tr><td>本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地区分</td><td>さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、西区又は大宮区に、本店を有していること。</td></tr>
<tr><td>本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>施工実績等</td><td>本市発注の土木工事について、本公告日以前３箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</td></tr>
<tr><td>２に掲げるもの以外に提出を要する書類</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法及び開始期日</td><td>電子配布
令和２年１２月２１日（月）から</td></tr>
<tr><td>質問受付期間</td><td>令和２年１２月２１日（月）午前９時から
令和３年　１月　５日（火）午後５時まで</td></tr>
<tr><td>質問回答期日</td><td>令和３年１月８日（金）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証金及び支払方法</td><td>入札保証金　免除　契約保証金　要　前金払　有　部分払　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>本工事は、「さいたま市週休２日ステップアップ試行工事（Ｒ２）」の対象案件である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事担当課</td><td>さいたま市中央区下落合５丁目７番１０号
さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課
電話　０４８－８４０－６２０５</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約担当課</td><td>さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１８０</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">契約整理番号</td><td>０２－４４５６－６０</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td>一般競争入札（電子）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加形態</td><td>単体企業</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td>上狐橋外１橋補修工事</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td>さいたま市南区南浦和３丁目地内外</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期間</td><td>契約確定の日から令和３年３月２６日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td>上狐橋補修工事　橋梁補修工一式　橋面防水工一式　舗装工一式　仮設工一式
大谷場橋補修工事　橋梁補修工一式　橋面防水工一式　舗装工一式　仮設工一式</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td>３２，２３０，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td>設定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加申請受付期間</td><td>令和３年１月６日（水）午前９時から
令和３年１月８日（金）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書提出期間</td><td>令和３年１月１２日（火）午前９時から
令和３年１月１３日（水）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札の場所及び日時</td><td>さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室
令和３年１月１４日（木）午後３時３０分</td></tr>
<tr><td rowspan="5">参加資格</td><td rowspan="2">名簿登載業種等</td><td>土木工事業　Ａ級</td></tr>
<tr><td>本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地区分</td><td>さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、北区又は見沼区に、本店を有していること。</td></tr>
<tr><td>本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>施工実績等</td><td>本市発注の土木工事について、本公告日以前３箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</td></tr>
<tr><td>２に掲げるもの以外に提出を要する書類</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法及び開始期日</td><td>電子配布
令和２年１２月２１日（月）から</td></tr>
<tr><td>質問受付期間</td><td>令和２年１２月２１日（月）午前９時から
令和３年　１月　５日（火）午後５時まで</td></tr>
<tr><td>質問回答期日</td><td>令和３年１月８日（金）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証金及び支払方法</td><td>入札保証金　免除　契約保証金　要　前金払　有　部分払　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>・本工事は、「さいたま市週休２日ステップアップ試行工事（Ｒ２）」の対象案件である。
・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事担当課</td><td>さいたま市中央区下落合５丁目７番１０号
さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課
電話　０４８－８４０－６２０５</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約担当課</td><td>さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１８０</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">契約整理番号</td><td colspan="8">０２－４３６５－１２５</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td colspan="8">一般競争入札（電子）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加形態</td><td colspan="8">単体企業</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td colspan="8">スマイルロード整備工事（Ｒ２市道イワ１１５号線）</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="8">さいたま市岩槻区大字横根地内外</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期間</td><td colspan="8">契約確定の日から令和３年３月３１日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td colspan="8">延長 191.0m　幅員 5.4～6.4m　道路土工一式　排水構造物工　箱型自由勾配側溝（300 型）355m　横断暗渠（300×240）13m　集水桝（□500）6 箇所　舗装工　下層路盤（RC-40）179 ㎡　上層路盤（RM-40、t＝30cm）178 ㎡　路面切削（切削厚 t＝5cm）【夜間】12 ㎡　切削オーバーレイ（切削深 t＝12cm、再生粗粒度 As、t＝7cm）【夜間】1190 ㎡　表層（改質Ⅱ型密粒度 As、t＝5cm）【夜間】1200 ㎡　付帯工一式　仮設工一式</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td colspan="8">事後公表</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td colspan="8">設定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加申請受付期間</td><td colspan="8">令和３年１月６日（水）午前９時から
令和３年１月８日（金）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書提出期間</td><td colspan="8">令和３年１月１２日（火）午前９時から
令和３年１月１３日（水）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札の場所及び日時</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室
令和３年１月１４日（木）午後３時４０分</td></tr>
<tr><td rowspan="5">参加資格</td><td rowspan="2">名簿登載業種等</td><td colspan="8">土木工事業　Ａ級</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地区分</td><td colspan="8">さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、桜区又は緑区に、本店を有していること。</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>施工実績等</td><td colspan="8">本市発注の土木工事について、本公告日以前３箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</td></tr>
<tr><td>２に掲げるもの以外に提出を要する書類</td><td colspan="8">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法及び開始期日</td><td colspan="8">電子配布
令和２年１２月２１日（月）から</td></tr>
<tr><td>質問受付期間</td><td colspan="8">令和２年１２月２１日（月）午前９時から
令和３年　１月　５日（火）午後５時まで</td></tr>
<tr><td>質問回答期日</td><td colspan="8">令和３年１月８日（金）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証金及び支払方法</td><td>入札保証金</td><td>免除</td><td>契約保証金</td><td>要</td><td>前金払</td><td>有</td><td>部分払</td><td>無</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="8">本工事は、「さいたま市週休２日ステップアップ試行工事（Ｒ２）」の対象案件である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事担当課</td><td colspan="8">さいたま市大宮区吉敷町１丁目１２４番地１
さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課
電話　０４８－６４６－３２２３</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約担当課</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１８０</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">契約整理番号</td><td colspan="8">０２－４３６５－１２６</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td colspan="8">一般競争入札（電子）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加形態</td><td colspan="8">単体企業</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td colspan="8">スマイルロード整備工事（Ｒ２市道１２２５２号線）</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="8">さいたま市見沼区深作５丁目地内</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期間</td><td colspan="8">契約確定の日から令和３年３月３１日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td colspan="8">延長 154.7m　幅員 8.0m　排水構造物工　長尺 U 形側溝（300 型）132m　L 型長尺 U 形側溝（300 型）153m　横断暗渠（300×240）11m　切廻し側溝 2 箇所　角形集水桝（□500）9 箇所　舗装工　下層路盤（RC-40）164 ㎡　上層路盤（RM-40）164 ㎡　路面切削（切削厚さ t＝5cm）1050 ㎡　切削オーバーレイ工（切削厚さ t＝7cm、再生粗粒度 As、t＝7cm）1050 ㎡　表層（再生密粒度 As、t＝5cm）1079 ㎡　付帯工一式</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td colspan="8">事後公表</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td colspan="8">設定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加申請受付期間</td><td colspan="8">令和３年１月６日（水）午前９時から
令和３年１月８日（金）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書提出期間</td><td colspan="8">令和３年１月１２日（火）午前９時から
令和３年１月１３日（水）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札の場所及び日時</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室
令和３年１月１４日（木）午後３時５０分</td></tr>
<tr><td rowspan="5">参加資格</td><td rowspan="2">名簿登載業種等</td><td colspan="8">土木工事業　Ａ級</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地区分</td><td colspan="8">さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は浦和区に、本店を有していること。</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>施工実績等</td><td colspan="8">本市発注の土木工事について、本公告日以前３箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</td></tr>
<tr><td>２に掲げるもの以外に提出を要する書類</td><td colspan="8">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法及び開始期日</td><td colspan="8">電子配布
令和２年１２月２１日（月）から</td></tr>
<tr><td>質問受付期間</td><td colspan="8">令和２年１２月２１日（月）午前９時から
令和３年　１月　５日（火）午後５時まで</td></tr>
<tr><td>質問回答期日</td><td colspan="8">令和３年１月８日（金）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証金及び支払方法</td><td>入札保証金</td><td>免除</td><td>契約保証金</td><td>要</td><td>前金払</td><td>有</td><td>部分払</td><td>無</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="8">本工事は、「さいたま市週休２日ステップアップ試行工事（Ｒ２）」の対象案件である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事担当課</td><td colspan="8">さいたま市大宮区吉敷町１丁目１２４番地１
さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課
電話　０４８－６４６－３２２３</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約担当課</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１８０</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">契約整理番号</td><td>０２－４３８４－３４</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td>一般競争入札（電子）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加形態</td><td>単体企業</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td>南部処理区外下水道工事（北再－Ｒ２－３００９）</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td>さいたま市大宮区東町２丁目地内外</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期間</td><td>契約確定の日から令和３年５月３１日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td>マンホール蓋交換工 56 箇所　付帯工一式</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td>事後公表</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td>設定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加申請受付期間</td><td>令和３年１月６日（水）午前９時から
令和３年１月８日（金）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書提出期間</td><td>令和３年１月１２日（火）午前９時から
令和３年１月１３日（水）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札の場所及び日時</td><td>さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室
令和３年１月１４日（木）午後４時００分</td></tr>
<tr><td rowspan="5">参加資格</td><td rowspan="2">名簿登載業種等</td><td>土木工事業　Ｃ級</td></tr>
<tr><td>本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地区分</td><td>さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。</td></tr>
<tr><td>本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>施工実績等</td><td>次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。
(1)　本公告日において、平成２２年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が５００万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。
(2)　本市発注の土木工事について、本公告日以前３箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</td></tr>
<tr><td>２に掲げるもの以外に提出を要する書類</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法及び開始期日</td><td>電子配布
令和２年１２月２１日（月）から</td></tr>
<tr><td>質問受付期間</td><td>令和２年１２月２１日（月）午前９時から
令和３年　１月　５日（火）午後５時まで</td></tr>
<tr><td>質問回答期日</td><td>令和３年１月８日（金）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証金及び支払方法</td><td>入札保証金 免除 契約保証金 要 前金払 有 部分払 有</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>・本工事は、「さいたま市週休２日ステップアップ試行工事（Ｒ２）」の対象案件である。
・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事担当課</td><td>さいたま市大宮区吉敷町１丁目１２４番地１
さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課
電話　０４８－６４６－３２５５</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約担当課</td><td>さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１８０</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">契約整理番号</td><td>０２－４３８４－３５</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td>一般競争入札（電子）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加形態</td><td>単体企業</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td>鴨川第２２処理分区下水道工事（北再－Ｒ２－３０１０）</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td>さいたま市大宮区桜木町２丁目地内外</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期間</td><td>契約確定の日から令和３年５月３１日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td>マンホール蓋交換工 52 箇所　付帯工一式</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td>２０，６８０，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td>設定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加申請受付期間</td><td>令和３年１月６日（水）午前９時から
令和３年１月８日（金）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書提出期間</td><td>令和３年１月１２日（火）午前９時から
令和３年１月１３日（水）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札の場所及び日時</td><td>さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室
令和３年１月１４日（木）午後４時１０分</td></tr>
<tr><td rowspan="6">参加資格</td><td rowspan="2">名簿登載業種等</td><td>土木工事業　Ｃ級</td></tr>
<tr><td>本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地区分</td><td>さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。</td></tr>
<tr><td>本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>施工実績等</td><td>次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。
(1)　本公告日において、平成２２年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が５００万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。
(2)　本市発注の土木工事について、本公告日以前３箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</td></tr>
<tr><td>２に掲げるもの以外に提出を要する書類</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法及び開始期日</td><td>電子配布
令和２年１２月２１日（月）から</td></tr>
<tr><td>質問受付期間</td><td>令和２年１２月２１日（月）午前９時から
令和３年　１月　５日（火）午後５時まで</td></tr>
<tr><td>質問回答期日</td><td>令和３年１月８日（金）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証金及び支払方法</td><td>入札保証金　免除　契約保証金　要　前金払　有　部分払　有</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>・本工事は、「さいたま市週休２日ステップアップ試行工事（Ｒ２）」の対象案件である。
・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事担当課</td><td>さいたま市大宮区吉敷町１丁目１２４番地１
さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課
電話　０４８－６４６－３２５５</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約担当課</td><td>さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１８０</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">契約整理番号</td><td colspan="8">０２－４２５６－２</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td colspan="8">一般競争入札（電子）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加形態</td><td colspan="8">単体企業</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td colspan="8">東新井ポンプ場汚水ポンプ増設外工事（下維－Ｒ２－Ｐ１２）</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="8">さいたま市見沼区大字東新井地内外</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期間</td><td colspan="8">契約確定の日から令和４年１月２１日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td colspan="8">汚水ポンプ増設１台　水中汚水ポンプ交換１台　機械設備工事一式</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td colspan="8">６６，２０９，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td colspan="8">設定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加申請受付期間</td><td colspan="8">令和３年１月１２日（火）午前９時から
令和３年１月１４日（木）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書提出期間</td><td colspan="8">令和３年１月１５日（金）午前９時から
令和３年１月１８日（月）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札の場所及び日時</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室
令和３年１月１９日（火）午後１時４０分</td></tr>
<tr><td rowspan="6">参加資格</td><td rowspan="2">名簿登載業種等</td><td colspan="8">機械器具設置工事業</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地区分</td><td colspan="8">さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>施工実績等</td><td colspan="8">本市発注の機械器具設置工事について、本公告日以前３箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</td></tr>
<tr><td>２に掲げるもの以外に提出を要する書類</td><td colspan="8">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法及び開始期日</td><td colspan="8">電子配布
令和２年１２月２１日（月）から</td></tr>
<tr><td>質問受付期間</td><td colspan="8">令和２年１２月２１日（月）午前９時から
令和３年　１月　８日（金）午後５時まで</td></tr>
<tr><td>質問回答期日</td><td colspan="8">令和３年１月１４日（木）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証金及び支払方法</td><td>入札保証金</td><td>免除</td><td>契約保証金</td><td>要</td><td>前金払</td><td>有</td><td>部分払</td><td>有</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="8">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事担当課</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市建設局下水道部下水道維持管理課
電話　０４８－８２９－１５６１</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約担当課</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１８０</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">契約整理番号</td><td colspan="8">０２－４３８４－３２</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td colspan="8">一般競争入札（電子）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加形態</td><td colspan="8">単体企業</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td colspan="8">芝川第５処理分区下水道工事（北再－Ｒ２－４１０）</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="8">さいたま市北区吉野町１丁目地内外</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期間</td><td colspan="8">契約確定の日から令和３年６月３０日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td colspan="8">延長 365.9m　管きょ更生工（既設管径 300～1000 ㎜）365.9m　耐震継手工（既設管径 300～1000㎜）12 箇所　マンホール蓋交換工１箇所　付帯工一式</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td colspan="8">９５，３２６，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td colspan="8">設定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加申請受付期間</td><td colspan="8">令和３年１月１２日（火）午前９時から
令和３年１月１４日（木）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書提出期間</td><td colspan="8">令和３年１月１５日（金）午前９時から
令和３年１月１８日（月）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札の場所及び日時</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室
令和３年１月１９日（火）午後１時５０分</td></tr>
<tr><td rowspan="5">参加資格</td><td rowspan="2">名簿登載業種等</td><td colspan="8">土木工事業　Ｓ級又はＡ級</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地区分</td><td colspan="8">さいたま市内に、本店を有していること。</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>施工実績等</td><td colspan="8">次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。
(1)　本公告日において、平成２２年度以降、下水管（函）渠更生工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が２０％以上のものに限る。）。
(2)　本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に加入していること。
(3)　本市発注の土木工事について、本公告日以前３箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</td></tr>
<tr><td>２に掲げるもの以外に提出を要する書類</td><td colspan="8">施工実績等に規定する(2)の場合については、協会等に加入していることを証明する書類の写し、及び建設技術審査証明書の写し</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法及び開始期日</td><td colspan="8">電子配布
令和２年１２月２１日（月）から</td></tr>
<tr><td>質問受付期間</td><td colspan="8">令和２年１２月２１日（月）午前９時から
令和３年　１月　８日（金）午後５時まで</td></tr>
<tr><td>質問回答期日</td><td colspan="8">令和３年１月１４日（木）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証金及び支払方法</td><td>入札保証金</td><td>免除</td><td>契約保証金</td><td>要</td><td>前金払</td><td>有</td><td>部分払</td><td>有</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="8">本工事は、「さいたま市週休２日ステップアップ試行工事（Ｒ２）」の対象案件である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事担当課</td><td colspan="8">さいたま市大宮区吉敷町１丁目１２４番地１
さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課
電話　０４８－６４６－３２５５</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約担当課</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１８０</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">契約整理番号</td><td>０２－４３８４－３３</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td>一般競争入札（電子）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加形態</td><td>単体企業</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td>芝川第１０－３処理分区外下水道工事（北再－Ｒ２－４０９）</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td>さいたま市大宮区仲町２丁目地内外</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期間</td><td>契約確定の日から令和３年７月３０日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td>延長 373.9m　管きょ更生工（既設管径 300 ㎜～600 ㎜）373.9m　耐震継手工（既設管径 250 ㎜～600 ㎜）70 箇所　人孔目地ずれ防止工 55 箇所</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td>８７，４２８，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td>設定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加申請受付期間</td><td>令和３年１月１２日（火）午前９時から
令和３年１月１４日（木）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書提出期間</td><td>令和３年１月１５日（金）午前９時から
令和３年１月１８日（月）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札の場所及び日時</td><td>さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室
令和３年１月１９日（火）午後２時００分</td></tr>
<tr><td rowspan="5">参加資格</td><td rowspan="2">名簿登載業種等</td><td>土木工事業　Ｓ級又はＡ級</td></tr>
<tr><td>本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地区分</td><td>さいたま市内に、本店を有していること。</td></tr>
<tr><td>本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>施工実績等</td><td>次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。
(1)　本公告日において、平成２２年度以降、下水管（函）渠更生工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が２０％以上のものに限る。）。
(2)　本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に加入していること。
(3)　本市発注の土木工事について、本公告日以前３箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</td></tr>
<tr><td>２に掲げるもの以外に提出を要する書類</td><td>施工実績等に規定する(2)の場合については、協会等に加入していることを証明する書類の写し、及び建設技術審査証明書の写し</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法及び開始期日</td><td>電子配布
令和２年１２月２１日（月）から</td></tr>
<tr><td>質問受付期間</td><td>令和２年１２月２１日（月）午前９時から
令和３年　１月　８日（金）午後５時まで</td></tr>
<tr><td>質問回答期日</td><td>令和３年１月１４日（木）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証金及び支払方法</td><td>入札保証金　免除　契約保証金　要　前金払　有　部分払　有</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>本工事は、「さいたま市週休２日ステップアップ試行工事（Ｒ２）」の対象案件である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事担当課</td><td>さいたま市大宮区吉敷町１丁目１２４番地１
さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課
電話　０４８－６４６－３２５５</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約担当課</td><td>さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１８０</td></tr>
</table>

さいたま市告示第１７８８号

さいたま市の発注する「南与野駅西口土地区画整理事業　区９－７号線道路築造外工事（２－２）」の特別簡易型総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和２年１２月２１日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　入札参加資格

(1)　入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア　本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ　参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ　本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成１３年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ　開札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ　工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に３箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ　参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ　本公告日において、健康保険法（大正１１年法律第７０号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク　本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ　本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を２回以上受けていない者であること。

コ　本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第２７条の２３に規定する経営事項審査を受けていること。

サ　アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2)　入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア　自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ　その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ　その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ　事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ　代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ　２者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ３０％以上であること。

キ　３者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ２０％以上であること。

ク　構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

２　総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」（以下「総合評価方式ガイドライン」という。）及び「総合評価方式に係る入札説明書」（以下「入札説明書」という。）による。

(1)　方式

特別簡易型

(2)　評価値の算出方法

除算方式

３　技術資料の提出及び審査

(1)　自己採点申請書の技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も高い者（以下「第一順位者」という。）は工事ごとに定める入札説明書に基づき技術資料を作成し、財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出すること。

(2)　(1)において、第一順位者となるべき者が２人以上あるときは、電子くじにより第一順位者を決定する。

(3)　自己採点申請書及び技術資料の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。

(4)　技術資料の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行い、第一順位者の順位に変動が生じないときは、その者を落札候補者として通知する。

(5)　工事ごとに別に定める予定価格の１１０分の１００の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、５に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。

４　入札参加資格の確認

(1)　落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める

条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後３時までに次に掲げる資格確認書類を契約課に提出しなければならない。

ア　一般競争入札参加資格等確認資料

イ　工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ　工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあっては、参加申請日以前に恒常的に３箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ　工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ　本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ　社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ　資本関係又は人的関係確認書

ク　入札参加停止措置に関する誓約書

ケ　アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(2)　落札候補者が特定共同企業体である場合には、(1)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア　共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成１３年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第１号）

イ　共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第２号。共同企業体協定書第８条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第３号）を含む。）

ウ　委任状（共同企業体取扱要綱様式第４号）

5　落札者の決定

(1)　落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して３日以内（休日を除く。）に、４(1)及び(2)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。

(2)　市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(3)　開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。

6　調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1)　調査基準価格（さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱（平成１３年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第３条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の１１０分の１００の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格取扱要綱に基づく低入札価格調査を行う。

(2)　失格基準（低入札価格取扱要綱第５条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3)　低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、第一順位者決定の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後３時までに３(1)に掲げる技術資料並びに４(1)及び(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア　低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第１号）

イ　当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第２号）

ウ　直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第３号）

エ　共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第４号）

オ　下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第５号）

カ　配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第６号）

キ　手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第７号）

ク　手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第８号）

ケ　契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第９号）

コ　手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第１０号）

サ　資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第１１号）

シ　手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第１２号）

ス　機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第１３号）

セ　過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第１４号）

ソ　誓約書（低入札価格取扱要綱様式第１５号）

タ　社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第１６号）

(4)　失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の

翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後３時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後３時までとする。

(5)　落札者の決定は、第一順位者決定の通知をした日の翌日から起算して２１日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査、技術資料の審査及び技術評価点の算出及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし総合評価を行わない。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

７　設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布

(1)　設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2)　設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3)　設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4)　設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5)　やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

８　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条第１項の規定による。

(2)　契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第２９条の規定による。

９　契約金の支払方法

(1)　前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2)　前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の１０分の４以内（継続費等の２年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の１０分の４以内）とする。この場合において１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3)　部分払をする場合には、３箇月ごとに出来形部分の１０分の９に相当する額を限度として行うこととする。

(4)　契約金額が５００万円以上で、かつ、工期が２月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の２年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5)　中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の１０分の２以内（継続費等の２年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の１０分の２以内）とする。この場合において１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

１０　入札の無効

(1)　さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成１８年さいたま市制定）第１６条第１項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(2)　自己採点申請書及び技術資料の提出をしない者が行った入札は無効とする。

１１　その他

(1)　本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

(2)　本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。

(3)　入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。

(4)　開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

(5)　入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成１８年さいたま市制定）様式第３号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第４号）を提出すること。

(6)　再度入札は１回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

(7)　技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。

(8)　本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。

(9)　落札者は、技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。

(10)　本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成１９年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成１９年さいたま市制定）、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱（平成１８年さいたま市制定）、総合評価方式ガイドライン、さいたま市総合評価方式実施マニュアル（入札参加者用）、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成２４年さいたま市制定）の定めるところによる。

<table>
<tr><td colspan="2">契約整理番号</td><td colspan="8">０２－３２８９－１１</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td colspan="8">一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加形態</td><td colspan="8">単体企業</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td colspan="8">南与野駅西口土地区画整理事業　区９－７号線道路築造外工事（２－２）</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="8">さいたま市中央区鈴谷１丁目地内外</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期間</td><td colspan="8">契約確定の日から令和３年３月１２日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td colspan="8">延長 185.4m　道路土工一式　舗装工　アスファルト舗装工（車道）155 ㎡　透水性舗装（歩道）95 ㎡　排水構造物工　街渠縦断管 153m　擁壁工　プレキャストＬ型擁壁 106m　管きょ工　管布設工 15m　マンホール工一式　公園整備工　公園土工一式</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td colspan="8">事後公表</td></tr>
<tr><td colspan="2">調査基準価格</td><td colspan="8">設定する（失格基準有）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加申請受付期間</td><td colspan="8">令和３年１月１２日（火）午前９時から
令和３年１月１４日（木）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書提出期間</td><td colspan="8">令和３年１月１５日（金）午前９時から
令和３年１月１８日（月）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札の場所及び日時</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室
令和３年１月１９日（火）午後１時３０分</td></tr>
<tr><td rowspan="5">参加資格</td><td>名簿登載業種等</td><td colspan="8">土木工事業　Ａ級</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="8">本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。</td></tr>
<tr><td>所在地区分</td><td colspan="8">さいたま市内に、本店を有していること。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="8">本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>施工実績等</td><td colspan="8">本市発注の土木工事について、本公告日以前３箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</td></tr>
<tr><td></td><td>２に掲げるもの以外に提出を要する書類</td><td colspan="8">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法及び開始期日</td><td colspan="8">電子配布
令和２年１２月２１日（月）から
入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（南与野駅西口土地区画整理事業　区９－７号線道路築造外工事（２－２））.pdf」ファイルを参照すること。</td></tr>
<tr><td>質問受付期間</td><td colspan="8">令和２年１２月２１日（月）午前９時から
令和３年　１月　８日（金）午後５時まで</td></tr>
<tr><td>質問回答期日</td><td colspan="8">令和３年１月１４日（木）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">保証金及び支払方法</td><td>入札保証金</td><td>免除</td><td>契約保証金</td><td>要</td><td>前金払</td><td>有</td><td>部分払</td><td>無</td></tr>
<tr><td colspan="8">本工事は、「さいたま市週休２日ステップアップ試行工事（Ｒ２）」の対象案件である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事担当課</td><td colspan="8">さいたま市中央区下落合５丁目７番１０号
さいたま市都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所
電話　０４８－８４０－６１５４</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約担当課</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１８０</td></tr>
</table>

さいたま市告示第１７８９号

さいたま市の発注する「自転車通行環境整備工事（一般県道大谷本郷さいたま線外５路線）」ほか２件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和２年１２月２１日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　入札参加資格

(1)　入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア　本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ　参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ　本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成１３年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ　開札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ　工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に３箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ　参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ　本公告日において、健康保険法（大正１１年法律第７０号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク　本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ　本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を２回以上受けていない者であること。

コ　本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第２７条の２３に規定する経営事項審査を受けていること。

サ　アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2)　入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア　自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ　その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ　その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ　事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ　代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ　２者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ３０％以上であること。

キ　３者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ２０％以上であること。

ク　構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

２　入札参加資格の確認

(1)　開札後、工事ごとに別に定める予定価格の１１０分の１００の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成１９年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第４条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の１１０分の１００の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2)　(1)において、落札候補者となるべき者が２人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3)　落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後３時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア　一般競争入札参加資格等確認資料

イ　工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ　工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあっては、参加申請日以前に恒常的に３箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ　工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ　本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ　社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ　資本関係又は人的関係確認書

ク　入札参加停止措置に関する誓約書

ケ　アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4)　落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア　共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成１３年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第１号）

イ　共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第２号。共同企業体協定書第８条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第３号）含む。）

ウ　委任状（共同企業体取扱要綱様式第４号）

３　落札者の決定

(1)　落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して３日以内（休日を除く。）に、２(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2)　(1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が２人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3)　市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4)　開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5)　本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア　一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ　一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ　一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。

４　設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1)　設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2)　設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3)　設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4)　設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5)　やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

５　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条第１項の規定による。

(2)　契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第２９条の規定による。

６　契約金の支払方法

(1)　前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2)　前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の１０分の４以内（継続費等の２年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の１０分の４以内）とする。この場合において１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3)　部分払をする場合には、３箇月ごとに出来形部分の１０分の９に相当する額を限度として行うこととする。

(4)　契約金額が５００万円以上で、かつ、工期が２月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の２年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5)　中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金

額の１０分の２以内（継続費等の２年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の１０分の２以内）とする。この場合において１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

７　入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成１８年さいたま市制定）第１６条第１項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

８　その他

(1)　本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

(2)　本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。

(3)　入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。

(4)　開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

(5)　入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成１８年さいたま市制定）様式第３号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第４号）を提出すること。

(6)　再度入札は１回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

(7)　本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。

(8)　落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。

(9)　本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成１９年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成２４年さいたま市制定）の定めるところによる。

別表

対象工事	ア　自転車通行環境整備工事（一般県道大谷本郷さいたま線外５路線） イ　自転車通行環境整備工事（市道Ｊ９５号線外７路線） ウ　自転車通行環境整備工事（一般国道４６３号バイパス外１路線）
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

契約整理番号		０２－４４５６－６１
入札方法		一般競争入札（電子）
参加形態		単体企業
工事名		自転車通行環境整備工事（一般県道大谷本郷さいたま線外５路線）
工事場所		さいたま市中央区鈴谷８丁目地内外
履行期間		契約確定の日から令和３年３月２６日まで
概要		延長 2.91km　区画線工　溶融式区画線　白 5424m　黄 321m　区画線消去　削取り式 10283m　ウォータージェット式 1965m　薄層カラー舗装工　矢羽根 494 箇所　樹脂系すべり止め舗装工 379 ㎡　道路付属物工　路面標示シート設置 171 箇所　車線分離標設置２本　道路付属物撤去工　道路鋲撤去９個
予定価格（税込）		事後公表
最低制限価格		設定する
参加申請受付期間		令和３年１月６日（水）午前９時から 令和３年１月８日（金）午後５時まで
入札書提出期間		令和３年１月１２日（火）午前９時から 令和３年１月１３日（水）午後５時まで
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室 令和３年１月１４日（木）午後２時４０分
参加資格	名簿登載業種等	塗装工事業
		本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の塗装工事について、本公告日以前３箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	２に掲げるもの以外に提出を要する書類	－
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和２年１２月２１日（月）から
	質問受付期間	令和２年１２月２１日（月）午前９時から 令和３年　１月　５日（火）午後５時まで
	質問回答期日	令和３年１月８日（金）
保証金及び支払方法		入札保証金：免除　契約保証金：要　前金払：有　部分払：無
その他		・本工事は、「さいたま市週休２日ステップアップ試行工事（Ｒ２）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。
工事担当課		さいたま市中央区下落合５丁目７番１０号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話　０４８－８４０－６２０６
契約担当課		さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話　０４８－８２９－１１８０

<table>
<tr><td colspan="2">契約整理番号</td><td colspan="8">０２－４４５６－６２</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td colspan="8">一般競争入札（電子）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加形態</td><td colspan="8">単体企業</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td colspan="8">自転車通行環境整備工事（市道Ｊ９５号線外７路線）</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="8">さいたま市浦和区大東３丁目地内外</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期間</td><td colspan="8">契約確定の日から令和３年３月２６日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td colspan="8">延長 3.82km　区画線工　溶融式区画線　実線　（白 15cm）1420m　（白 45cm）6m　破線（白 15cm）190m　ゼブラ（白 45cm）21m　矢印・文字・記号 620m　区画線消去　削取り式 4312m　薄層カラー舗装工　矢羽根 650 箇所　樹脂系すべり止め舗装 385 ㎡　道路付属物工　路面標示シート設置 188 箇所　構造物撤去工一式</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td colspan="8">事後公表</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td colspan="8">設定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加申請受付期間</td><td colspan="8">令和３年１月６日（水）午前９時から
令和３年１月８日（金）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書提出期間</td><td colspan="8">令和３年１月１２日（火）午前９時から
令和３年１月１３日（水）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札の場所及び日時</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室
令和３年１月１４日（木）午後２時５０分</td></tr>
<tr><td rowspan="6">参加資格</td><td rowspan="2">名簿登載業種等</td><td colspan="8">塗装工事業</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地区分</td><td colspan="8">さいたま市内に、本店を有していること。</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>施工実績等</td><td colspan="8">本市発注の塗装工事について、本公告日以前３箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</td></tr>
<tr><td>２に掲げるもの以外に提出を要する書類</td><td colspan="8">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法及び開始期日</td><td colspan="8">電子配布
令和２年１２月２１日（月）から</td></tr>
<tr><td>質問受付期間</td><td colspan="8">令和２年１２月２１日（月）午前９時から
令和３年　１月　５日（火）午後５時まで</td></tr>
<tr><td>質問回答期日</td><td colspan="8">令和３年１月８日（金）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証金及び支払方法</td><td>入札保証金</td><td>免除</td><td>契約保証金</td><td>要</td><td>前金払</td><td>有</td><td>部分払</td><td>無</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="8">・本工事は、「さいたま市週休２日ステップアップ試行工事（Ｒ２）」の対象案件である。
・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事担当課</td><td colspan="8">さいたま市中央区下落合５丁目７番１０号
さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課
電話　０４８－８４０－６２０６</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約担当課</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１８０</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">契約整理番号</td><td colspan="8">０２－４４５６－６３</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td colspan="8">一般競争入札（電子）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加形態</td><td colspan="8">単体企業</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td colspan="8">自転車通行環境整備工事（一般国道４６３号バイパス外１路線）</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="8">さいたま市緑区大字大崎地内外</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期間</td><td colspan="8">契約確定の日から令和３年３月１２日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td colspan="8">延長 2.12km　区画線工　溶融式区画線　破線（白 15cm）1600m　薄層カラー舗装工　樹脂系すべり止め舗装 141 ㎡　道路付属物工　路面標示シート設置 136 枚</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td colspan="8">事後公表</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td colspan="8">設定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加申請受付期間</td><td colspan="8">令和３年１月６日（水）午前９時から
令和３年１月８日（金）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書提出期間</td><td colspan="8">令和３年１月１２日（火）午前９時から
令和３年１月１３日（水）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札の場所及び日時</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室
令和３年１月１４日（木）午後３時００分</td></tr>
<tr><td rowspan="5">参加資格</td><td rowspan="2">名簿登載業種等</td><td colspan="8">塗装工事業</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地区分</td><td colspan="8">さいたま市内に、本店を有していること。</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>施工実績等</td><td colspan="8">本市発注の塗装工事について、本公告日以前３箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</td></tr>
<tr><td>２に掲げるもの以外に提出を要する書類</td><td colspan="8">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法及び開始期日</td><td colspan="8">電子配布
令和２年１２月２１日（月）から</td></tr>
<tr><td>質問受付期間</td><td colspan="8">令和２年１２月２１日（月）午前９時から
令和３年　１月　５日（火）午後５時まで</td></tr>
<tr><td>質問回答期日</td><td colspan="8">令和３年１月８日（金）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証金及び支払方法</td><td>入札保証金</td><td>免除</td><td>契約保証金</td><td>要</td><td>前金払</td><td>有</td><td>部分払</td><td>無</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="8">・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。
・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事担当課</td><td colspan="8">さいたま市中央区下落合５丁目７番１０号
さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課
電話　０４８－８４０－６２０６</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約担当課</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１８０</td></tr>
</table>

さいたま市告示第１７９０号

さいたま市の発注する「道路修繕工事（Ｒ２主要地方道さいたまふじみ野所沢線外）」ほか２件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和２年１２月２１日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　入札参加資格

(1)　入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア　本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ　参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ　本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成１３年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ　開札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ　工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に３箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ　参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ　本公告日において、健康保険法（大正１１年法律第７０号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク　本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ　本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を２回以上受けていない者であること。

コ　本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第２７条の２３に規定する経営事項審査を受けていること。

サ　アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2)　入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア　自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ　その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ　その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ　事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ　代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ　２者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ３０％以上であること。

キ　３者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ２０％以上であること。

ク　構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

２　入札参加資格の確認

(1)　開札後、工事ごとに別に定める予定価格の１１０分の１００の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成１９年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第４条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の１１０分の１００の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2)　(1)において、落札候補者となるべき者が２人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3)　落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後３時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア　一般競争入札参加資格等確認資料

イ　工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ　工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあっては、参加申請日以前に恒常的に３箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ　工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ　本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ　社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ　資本関係又は人的関係確認書

ク　入札参加停止措置に関する誓約書

ケ　アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4)　落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア　共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成１３年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第１号）

イ　共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第２号。共同企業体協定書第８条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第３号）含む。）

ウ　委任状（共同企業体取扱要綱様式第４号）

３　落札者の決定

(1)　落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して３日以内（休日を除く。）に、２(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2)　(1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が２人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3)　市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4)　開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5)　本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア　一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ　一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ　一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。

４　設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1)　設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2)　設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3)　設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4)　設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5)　やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

５　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条第１項の規定による。

(2)　契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第２９条の規定による。

６　契約金の支払方法

(1)　前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2)　前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の１０分の４以内（継続費等の２年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の１０分の４以内）とする。この場合において１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3)　部分払をする場合には、３箇月ごとに出来形部分の１０分の９に相当する額を限度として行うこととする。

(4)　契約金額が５００万円以上で、かつ、工期が２月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の２年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5)　中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金

額の１０分の２以内（継続費等の２年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の１０分の２以内）とする。この場合において１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

７　入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成１８年さいたま市制定）第１６条第１項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

８　その他

(1)　本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

(2)　本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。

(3)　入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。

(4)　開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

(5)　入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成１８年さいたま市制定）様式第３号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第４号）を提出すること。

(6)　再度入札は１回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

(7)　本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。

(8)　落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。

(9)　本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成１９年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成２４年さいたま市制定）の定めるところによる。

別表

対象工事	ア　道路修繕工事（Ｒ２主要地方道さいたまふじみ野所沢線外） イ　道路修繕工事（Ｒ２市道Ｐ－５３８号線） ウ　道路修繕工事（Ｒ２主要地方道さいたま川口線）その３
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

<table>
<tr><td colspan="2">契約整理番号</td><td colspan="8">０２－４４６５－４０</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td colspan="8">一般競争入札（電子）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加形態</td><td colspan="8">単体企業</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td colspan="8">道路修繕工事（Ｒ２主要地方道さいたまふじみ野所沢線外）</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="8">さいたま市中央区新都心地内</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期間</td><td colspan="8">契約確定の日から令和３年３月３１日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td colspan="8">概算数量発注方式による発注　延長 279.5m　幅員 5.8～29.3m　舗装工　切削オーバーレイ（切削深さ t＝5cm）3370 ㎡　表層（改質Ⅱ型密粒度 As-20、t＝5cm）3370 ㎡　薄層カラー舗装 950 ㎡　区画線工一式　道路付属施設工一式　付帯工一式　交通管理工一式</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td colspan="8">事後公表</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td colspan="8">設定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加申請受付期間</td><td colspan="8">令和３年１月６日（水）午前９時から
令和３年１月８日（金）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書提出期間</td><td colspan="8">令和３年１月１２日（火）午前９時から
令和３年１月１３日（水）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札の場所及び日時</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室
令和３年１月１４日（木）午後２時１０分</td></tr>
<tr><td rowspan="5">参加資格</td><td rowspan="2">名簿登載業種等</td><td colspan="8">舗装工事業　Ａ級</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地区分</td><td colspan="8">さいたま市内に、本店を有していること。</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>施工実績等</td><td colspan="8">本市発注の舗装工事について、本公告日以前３箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</td></tr>
<tr><td>２に掲げるもの以外に提出を要する書類</td><td colspan="8">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法及び開始期日</td><td colspan="8">電子配布
令和２年１２月２１日（月）から</td></tr>
<tr><td>質問受付期間</td><td colspan="8">令和２年１２月２１日（月）午前９時から
令和３年　１月　５日（火）午後５時まで</td></tr>
<tr><td>質問回答期日</td><td colspan="8">令和３年１月８日（金）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証金及び支払方法</td><td>入札保証金</td><td>免除</td><td>契約保証金</td><td>要</td><td>前金払</td><td>有</td><td>部分払</td><td>無</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="8">本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事担当課</td><td colspan="8">さいたま市中央区下落合５丁目７番１０号
さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課
電話　０４８－８４０－６２２４</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約担当課</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１８０</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">契約整理番号</td><td colspan="8">０２－４４６５－３９</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td colspan="8">一般競争入札（電子）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加形態</td><td colspan="8">単体企業</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td colspan="8">道路修繕工事（Ｒ２市道Ｐ－５３８号線）</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="8">さいたま市緑区美園５丁目地内</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期間</td><td colspan="8">契約確定の日から令和３年３月３１日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td colspan="8">概算数量発注方式による発注　上り線　延長 178.5m　幅員 6.5～9.5m　下り線　延長 345.5m　幅員 6.5～9.5m　舗装工　切削オーバーレイ（切削深さ t＝5cm）1240 ㎡　表層（改質Ⅱ型密粒度 As-20、t＝5cm）1240 ㎡　切削オーバーレイ（切削深さ t＝12cm）2474 ㎡　基層（再生粗粒度 As-20、t＝7cm）2474 ㎡　表層（改質Ⅱ型密粒度 As-20、t＝5cm）2474 ㎡　区画線工一式　付帯工一式　交通管理工一式</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td colspan="8">事後公表</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td colspan="8">設定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加申請受付期間</td><td colspan="8">令和３年１月６日（水）午前９時から
令和３年１月８日（金）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書提出期間</td><td colspan="8">令和３年１月１２日（火）午前９時から
令和３年１月１３日（水）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札の場所及び日時</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室
令和３年１月１４日（木）午後２時２０分</td></tr>
<tr><td rowspan="5">参加資格</td><td rowspan="2">名簿登載業種等</td><td colspan="8">舗装工事業　Ａ級</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地区分</td><td colspan="8">さいたま市内に、本店を有していること。</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>施工実績等</td><td colspan="8">本市発注の舗装工事について、本公告日以前３箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</td></tr>
<tr><td></td><td>２に掲げるもの以外に提出を要する書類</td><td colspan="8">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法及び開始期日</td><td colspan="8">電子配布
令和２年１２月２１日（月）から</td></tr>
<tr><td>質問受付期間</td><td colspan="8">令和２年１２月２１日（月）午前９時から
令和３年　１月　５日（火）午後５時まで</td></tr>
<tr><td>質問回答期日</td><td colspan="8">令和３年１月８日（金）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証金及び支払方法</td><td>入札保証金</td><td>免除</td><td>契約保証金</td><td>要</td><td>前金払</td><td>有</td><td>部分払</td><td>無</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="8">本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事担当課</td><td colspan="8">さいたま市中央区下落合５丁目７番１０号
さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課
電話　０４８－８４０－６２２４</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約担当課</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１８０</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">契約整理番号</td><td colspan="8">０２－４４６５－３８</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td colspan="8">一般競争入札（電子）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加形態</td><td colspan="8">単体企業</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td colspan="8">道路修繕工事（Ｒ２主要地方道さいたま川口線）その３</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="8">さいたま市緑区大字中尾地内</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期間</td><td colspan="8">契約確定の日から令和３年３月３１日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td colspan="8">概算数量発注方式による発注　延長 275.2m　幅員 6.5～17.2m　舗装工　路面切削（切削深さ t＝5cm）245 ㎡　切削オーバーレイ（切削深さ t＝12cm）2830 ㎡　基層（改質Ⅱ型粗粒度 As-20、t＝7cm）2830 ㎡　表層（改質Ⅱ型密粒度 As-20、t＝5cm）3080 ㎡　区画線工一式　道路付属施設工一式　交通管理工一式</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td colspan="8">事後公表</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td colspan="8">設定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加申請受付期間</td><td colspan="8">令和３年１月６日（水）午前９時から
令和３年１月８日（金）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書提出期間</td><td colspan="8">令和３年１月１２日（火）午前９時から
令和３年１月１３日（水）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札の場所及び日時</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室
令和３年１月１４日（木）午後２時３０分</td></tr>
<tr><td rowspan="6">参加資格</td><td rowspan="2">名簿登載業種等</td><td colspan="8">舗装工事業　Ａ級</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地区分</td><td colspan="8">さいたま市内に、本店を有していること。</td></tr>
<tr><td colspan="8">本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>施工実績等</td><td colspan="8">本市発注の舗装工事について、本公告日以前３箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</td></tr>
<tr><td>２に掲げるもの以外に提出を要する書類</td><td colspan="8">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法及び開始期日</td><td colspan="8">電子配布
令和２年１２月２１日（月）から</td></tr>
<tr><td>質問受付期間</td><td colspan="8">令和２年１２月２１日（月）午前９時から
令和３年　１月　５日（火）午後５時まで</td></tr>
<tr><td>質問回答期日</td><td colspan="8">令和３年１月８日（金）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証金及び支払方法</td><td>入札保証金</td><td>免除</td><td>契約保証金</td><td>要</td><td>前金払</td><td>有</td><td>部分払</td><td>無</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="8">本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事担当課</td><td colspan="8">さいたま市中央区下落合５丁目７番１０号
さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課
電話　０４８－８４０－６２２４</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約担当課</td><td colspan="8">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１８０</td></tr>
</table>

さいたま市告示第１７９１号

さいたま市の発注する「下水道事業実施設計業務（北建－Ｒ２－１０９）」ほか１件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和２年１２月２１日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　入札参加資格

(1)　入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア　本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ　業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和５２年４月１５日建設省告示第７１７号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ　参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ　本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成１３年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ　開札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ　管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあっては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ　参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク　アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2)　入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア　自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ　その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ　その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

エ　事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ　代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ　２者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ３０％以上であること。

キ　３者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ２０％以上であること。

２　入札参加資格の確認

(1)　開札後、業務ごとに別に定める予定価格の１１０分の１００の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成１９年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第５条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の１１０分の１００の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2)　(1)において、落札候補者となるべき者が２人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3)　落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後３時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア　一般競争入札参加資格等確認資料

イ　業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ　業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ　業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（ＴＥＣＲＩＳ）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ　アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4)　落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア　共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成１３年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第１号）

イ　共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第２号。共同企業体協定書第８条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第３号）を含む。）

ウ　委任状（共同企業体取扱要綱様式第４号）

３　落札者の決定

(1)　落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して３日以内（休日を除く。）に、２(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補

者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2)　(1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が２人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3)　市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4)　開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

４　設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1)　設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。

(2)　設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3)　設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4)　設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。

(5)　やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

５　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条第１項の規定による。

(2)　契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第２９条の規定による。

６　契約金の支払方法

(1)　前金払の有無については業務ごとに別に定める。

(2)　前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の１０分の３以内とする。この場合において１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

　債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

７　入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成１８年さいたま市制定）第１６条第１項

各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

８　その他

(1)　本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

(2)　本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。

(3)　入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。

(4)　開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

(5)　入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成１８年さいたま市制定）様式第３号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第４号）を提出すること。

(6)　再度入札は１回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

(7)　落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。

(8)　本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成１９年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

<table>
<tr><td colspan="2">契約整理番号</td><td colspan="7">０２－４３８７－６６</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td colspan="7">一般競争入札（電子）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加形態</td><td colspan="7">単体企業</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務名</td><td colspan="7">下水道事業実施設計業務（北建－Ｒ２－１０９）</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務場所</td><td colspan="7">さいたま市北区奈良町地内</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期間</td><td colspan="7">契約確定の日から令和３年９月３０日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td colspan="7">雨水調整池　流入きょ、調整池本体、吐口一式　現地測量（1/500）0.84ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td colspan="7">２６，５５４，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td colspan="7">設定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加申請受付期間</td><td colspan="7">令和３年１月６日（水）午前９時から
令和３年１月８日（金）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書提出期間</td><td colspan="7">令和３年１月１２日（火）午前９時から
令和３年１月１３日（水）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札の場所及び日時</td><td colspan="7">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室
令和３年１月１４日（木）午前１０時５０分</td></tr>
<tr><td rowspan="6">参加資格</td><td rowspan="2">名簿登載業務</td><td colspan="7">建設コンサルタント／下水管渠</td></tr>
<tr><td colspan="7">本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地区分</td><td colspan="7">さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。</td></tr>
<tr><td colspan="7">本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>登録部門</td><td colspan="7">本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。</td></tr>
<tr><td>業務実績等</td><td colspan="7">本公告日において、技術士法（昭和５８年法律第２５号）に基づく技術士のうち、「総合技術監理部門（上下水道／下水道）」又は「上下水道部門（下水道）」の登録を受けている者が２人以上いること。</td></tr>
<tr><td>２に掲げるもの以外に提出を要する書類</td><td colspan="7">業務実績等に規定する、技術士の登録を証明する書類の写し及び雇用関係を証する書類の写し</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法及び開始期日</td><td colspan="7">電子配布
令和２年１２月２１日（月）から</td></tr>
<tr><td>質問受付期間</td><td colspan="7">令和２年１２月２１日（月）午前９時から
令和３年　１月　５日（火）午後５時まで</td></tr>
<tr><td>質問回答期日</td><td colspan="7">令和３年１月８日（金）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証金及び支払方法</td><td>入札保証金</td><td>免除</td><td>契約保証金</td><td>免除</td><td>前金払</td><td>有</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="7">設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務担当課</td><td colspan="7">さいたま市大宮区吉敷町１丁目１２４番地１
さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課
電話　０４８－６４６－３２６２</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約担当課</td><td colspan="7">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１８０</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">契約整理番号</td><td colspan="7">０２－４３８４－３６</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td colspan="7">一般競争入札（電子）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加形態</td><td colspan="7">単体企業</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務名</td><td colspan="7">下水道事業耐震実施設計業務（北再－Ｒ２－５５３）</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務場所</td><td colspan="7">さいたま市岩槻区太田３丁目地内外</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期間</td><td colspan="7">契約確定の日から令和３年７月３０日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td colspan="7">耐震実施設計 459m　管更生工法 459m　マンホールと管きょの接続部の耐震化 40 箇所</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td colspan="7">１１，６７１，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td colspan="7">設定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加申請受付期間</td><td colspan="7">令和３年１月６日（水）午前９時から
令和３年１月８日（金）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書提出期間</td><td colspan="7">令和３年１月１２日（火）午前９時から
令和３年１月１３日（水）午後５時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札の場所及び日時</td><td colspan="7">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室
令和３年１月１４日（木）午前１１時００分</td></tr>
<tr><td rowspan="6">参加資格</td><td rowspan="2">名簿登載業務</td><td colspan="7">建設コンサルタント／下水管渠</td></tr>
<tr><td colspan="7">本公告日において、平成３１・３２年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地区分</td><td colspan="7">さいたま市内に、本店を有していること。</td></tr>
<tr><td colspan="7">本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>登録部門</td><td colspan="7">本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。</td></tr>
<tr><td>業務実績等</td><td colspan="7">－</td></tr>
<tr><td>２に掲げるもの以外に提出を要する書類</td><td colspan="7">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法及び開始期日</td><td colspan="7">電子配布
令和２年１２月２１日（月）から</td></tr>
<tr><td>質問受付期間</td><td colspan="7">令和２年１２月２１日（月）午前９時から
令和３年　１月　５日（火）午後５時まで</td></tr>
<tr><td>質問回答期日</td><td colspan="7">令和３年１月８日（金）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証金及び支払方法</td><td>入札保証金</td><td>免除</td><td>契約保証金</td><td>免除</td><td>前金払</td><td>有</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="7">設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務担当課</td><td colspan="7">さいたま市大宮区吉敷町１丁目１２４番地１
さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課
電話　０４８－６４６－３２５５</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約担当課</td><td colspan="7">さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１８０</td></tr>
</table>